

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第11号
令和6年2月19日
警察庁交通局交通規制課長

信号機の滅灯対策について(通達)

東日本大震災以降、全国警察においては、災害対策の見直しに取り組んできたところであり、重点的に推進すべき事項等については、「災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進について(依命通達)」(令和4年4月1日付け警察庁乙備発第4号ほか)及び「災害に係る危機管理体制の点検及び構築に関する当面の課題について(通達)」(令和4年4月1日付け警察庁丙備二発第16号ほか)により示されているところである。

このうち、信号機の滅灯対策については、「信号機の滅灯対策について(通達)」(平成31年3月6日付け警察庁丁規発第23号。以下「旧通達」という。)により推進してきたところであるが、各都道府県警察においては、今後もその趣旨を踏まえ、下記により信号機の滅灯対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 信号機電源付加装置の整備・維持管理

(1) 信号機電源付加装置の整備

信号機電源付加装置の整備方針(別紙)を踏まえ、信号機電源付加装置の整備を積極的に促進すること。

(2) 信号機電源付加装置の維持管理

信号機電源付加装置の中には、設置から相当年数が経過し、動作不良の状態にあるものも認められることから、災害発生時等に正常に稼働するよう確実な保守点検又は計画的な更新整備を行うこと。

(3) 停電時に優先的に発電機を接続する信号機の選定

整備方針を踏まえれば、信号機電源付加装置の整備対象となる信号機であって、現在、当該装置を整備することができていないものがある場合には、整備するまでの間の停電に備え、その中から優先的に可搬式発動発電機を接続する信号機を選定するとともに、必要に応じて、発電機の接続コネクタを設置するなどの措置を講ず

ること。

(4) 可搬式発動発電機の操作マニュアルの作成等

災害発生時に信号機の滅灯対策に従事する職員に対しては、平素より、可搬式発動発電機の操作方法の周知を図ることが必要であることから、操作マニュアルを作成し可搬式発動発電機の保管場所その他の必要な場所に備え付けておくこと。

また、復旧作業に当たる職員が可搬式発動発電機の操作に不慣れな場合、信号機の復旧に遅れが生じるおそれがあるため、災害が発生した場合でも適切な操作ができるよう、定期的な訓練に努めること。

2 災害を想定した信号機の整備促進

信号機の整備に当たっては、災害発生時における信号機の機能停止を防止するため、想定される災害、設置箇所の地盤の状況等を考慮し、信号柱の太さ、制御機の高所への設置、配線地中化等について検討し、被害想定等を踏まえた対策を推進すること。

信号機電源付加装置の整備方針

信号機電源付加装置は、
主要幹線道路又は主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路に設置されている重要な信号機への整備を推進するものとする。

注1 信号機電源付加装置

災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による道路交通の混乱を防止するため、予備電源として信号機に備え付けるもの。

注2 主要幹線道路

主として、地方生活圏及び主要な都市圏域の骨格を構成し、かつ、地方生活圏相互を連絡する道路。交通量が多く、延長が長い道路をいう。地方部では、指定都市高速道路、一般国道、主要地方道が該当する。

注3 災害応急対策の拠点

災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を行うに当たり拠点となる施設等であり、地方公共団体の庁舎、救援物資等の備蓄地点、広域避難地等を指す。